

目 次

1 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第3回常任委員会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛意表明実施要領 | P 1 |
| (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会規程の改正 | P 3 |
| (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領の改正 | P 8 |

2 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第2回総会決定事項

【令和6年7月29日開催】

- | | |
|------------------------------------|------|
| (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業報告 | P 20 |
| (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支決算 | P 24 |
| (3) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度事業計画 | P 25 |
| (4) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和6年度収支予算 | P 26 |

3 青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第4回常任委員会決定事項

【令和6年11月18日開催】

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 青の煌(きら)めきあおもり国スポの会場変更について | P 27 |
|-------------------------------|------|

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛謝意表明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）」に基づき、協賛金または物品等を提供する企業・団体（以下「協賛企業等」という。）に対する謝意表明の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施基準)

第2条 協賛企業等に対する謝意表明は、原則として別表により実施するものとする。

2 協賛金を分割払いする場合は、協賛金の総額を基準に実施する。

3 協賛金と物品等を合わせて協賛する場合は、協賛金と物品等を合算した金額を基準に実施する。

(実施時期)

第3条 謝意表明は、協賛契約締結後速やかに実施するものとする。ただし、感謝状贈呈式（以下「贈呈式」という。）については、期日を定め、複数の協賛企業等を対象に一括で実施することができるものとする。

(贈呈式)

第4条 贈呈式による謝意表明は、次のとおりとする。

(1) 同一企業・団体から複数回にわたり贈呈式を行う金額の協賛があった場合でも、原則として一回限りの実施とする。

(2) 協賛企業・団体が贈呈式を辞退した場合は、感謝状等を郵送する。

附 則

この要領は、令和6年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

協賛金額等	謝意表明の方法	備 考
・ 協賛金 1,000 万円以上 ・ 協賛金と物品等を合算した金額が 1,000 万円以上 (JAPAN GAMES パートナー)	・ 感謝状 ・ めいぐるみ	青の煌^{きら}めきあおもり国スポ ・ 障スポ実行委員会会長又は副会長による贈呈式を実施
・ 協賛金 500 万円以上 1,000 万円未満 ・ 協賛金と物品等を合算した金額が 500 万円以上 1,000 万円未満 (オフィシャルスポンサー)	・ 感謝状 ・ めいぐるみ	
・ 協賛金 100 万円以上 500 万円未満 ・ 協賛金と協賛物品等を合算した金額が 100 万円以上 500 万円未満 ・ 協賛物品等 100 万円相当額以上 (オフィシャルサポーター) (オフィシャルサプライヤー)	・ 感謝状 ・ めいぐるみ	
・ 協賛金10万円以上100万円未満 ・ 協賛金と協賛物品等を合算した金額が10万円以上100万円未満 ・ 協賛物品等10万円相当額以上 100万円相当額未満 (リージョナルスポンサー) (リージョナルサプライヤー)	・ 感謝状 ・ めいぐるみ	郵送

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による議決を求め、これをもって委員会に代えることができる。

4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

附 則（平成29年4月19日一部改正）

この規程は、平成29年4月19日から施行する。

附 則（平成30年7月10日一部改正）

この規程は、平成30年8月30日から施行する。

附 則（令和元年6月14日一部改正）

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

附 則（令和2年6月1日一部改正）

この規程は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和5年8月31日一部改正）

この規程は、令和5年8月31日から施行する。

附 則（令和6年7月29日一部改正）

この規程は、令和6年7月29日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営専門委員会	1 競技運営等の基本的事項に関すること。 2 競技運営に係る計画の立案に関すること。 3 競技用具の整備計画に関すること。 4 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具整備の推進に関すること。 4 デモンストラーションスポーツに関すること。 5 リハーサル大会に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること。
施設専門委員会	1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること 3 情報通信施設整備の基本的	1 競技施設及び関連施設の整備に関すること 2 開・閉会式会場及び関連施設の整備に関すること 3 情報通信施設の整備に関すること

	事項に関すること 4 その他施設に係る重要事項に関すること	4 その他施設に関すること
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること 2 県民運動の基本的事項に関すること 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること	1 広報及び啓発の実施に関すること 2 県民運動の推進に関すること 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること 4 報道機関との調整に関すること 5 記録映像及び記録写真に関すること 6 その他広報及び県民運動に関すること
宿泊専門委員会	1 宿泊の基本的な事項に関すること 2 その他宿泊に係る重要な事項に関すること	1 宿泊業務に関すること 2 食事等の提供に関すること 3 その他宿泊に関すること
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること	1 全国輸送に関すること 2 開・閉会式の輸送に関すること 3 競技会場の輸送に関すること 4 その他輸送及び交通に関すること
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること 2 その他式典に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること 2 式典音楽に関すること 3 式典演技に関すること 4 大会旗・炬火リレーに関すること 5 その他式典に関すること

医事・衛生専門委員会	1 医事・衛生の基本的な事項に関すること 2 その他医事・衛生に係る重要な事項に関すること	1 医療救護及び防疫に関すること 2 食品衛生及び環境衛生に関すること 3 その他医事衛生に関すること
警備・消防専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること	1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること 2 その他警備及び消防防災に関すること
水泳（飛込）競技運営専門委員会	1 県外開催水泳競技の基本的事項に関すること 2 その他県外開催水泳競技に係る重要な事項に関すること	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 開催地の関係機関との連絡調整その他競技会を開催するために必要な事項に関すること。
馬術競技運営専門委員会	1 県外開催馬術競技の基本的事項に関すること。 2 その他県外開催馬術競技に係る重要な事項に関すること。	1 競技会開催準備の年次計画に関すること。 2 競技の企画及び運営に関すること。 3 競技用具の整備に関すること。 4 宿泊、医事・衛生、輸送・交通、警備及び消防防災に関すること。 5 馬事衛生に関すること（馬術競技会運営専門委員会に限る。）。 6 開催地の関係機関との連絡

		調整その他競技会を開催するために必要な事項に関する こと。
全国障害者スポーツ大会 専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の 基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ 大会に係る重要な事項に関す ること。	1 全国障害者スポーツ大会の 競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会の ボランティア（情報支援及び 選手団サポートに限る。）に関 すること。 3 全国障害者スポーツ大会の 県及び会場地市町の業務分担 及び経費負担に関すること。 4 競技運営主管団体との調整 に関すること。 5 その他全国障害者スポーツ 大会の企画・運営に関するこ と（式典を除く。）。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が製作する青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ（以下「募金グッズ」という。）の販売について必要な事項を定めるものとする。

(販売の目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの愛称、マスコット等を活用した募金グッズを製作し、販売により得た売上金から製造及び販売に要した経費を差し引いた額を青森県に寄附する。

(販売方法等)

第3条 募金グッズは、実行委員会による販売及び委託による販売とし、その種類及び販売価格は別に定めるとおりとする。

2 募金グッズの販売期間は、原則として令和8年12月31日までとする。

(直接販売)

第4条 実行委員会が募金グッズを販売する場合の決済方法は、現金のほかキャッシュレスにすることができるものとし、領収書又はそれに準ずるものを発行する。

2 現金決済による売上代金は、速やかに実行委員会口座に入金する。

3 キャッシュレス決済による売上代金は、その決済事務等を行うため実行委員会が契約した相手方が、契約に基づく手数料等を差し引いた上で実行委員会の口座に入金する。なお、実行委員会口座への入金については、契約相手方の委託先等が行うことを妨げない。

(委託販売登録)

第5条 委託販売を行おうとする者は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、実行委員会の登録を受けなければならない。

(1) 募金グッズ販売の趣旨を理解し、協力する者であること。

(2) 従業員が常駐する店舗等を管理・運営していること。

(3) 個人の場合、成年被後見人若しくは被保佐人でないこと及び破産の申立てをしていないこと、若しくは破産の宣告を受けていないこと。

(4) 法人の場合、破産法、会社更生法若しくは民事再生法に基づく手続き開始の申立てをしていないこと、または手続き開始の決定がされていないこと。

(5) 反社会的行為により県民生活の安全と平穏を脅かす暴力団等ではないこと。

(6) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けていないこと。

(7) 業務の内容が公序良俗に反するもの、または政治性もしくは宗教性のあるもの等でないこと。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（第1号様式）を実行委員会に提出しなければならない。

- 3 実行委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、必要に応じて募金グッズを販売する店舗（以下「取扱店」という。）等の現地確認を行ったうえで、第1項各号に掲げる要件を備えていると認めた場合に、登録簿（第2号様式）に記載するとともに、申請者に対して登録通知書（第3号様式）により通知する。

（委託販売）

第6条 前条の登録を受けた者（以下「委託販売者」という。）は、発注書（第4号様式）により募金グッズを発注する。

- 2 実行委員会は、前項の規定により提出された発注書に基づき、納品書（第5号様式）により募金グッズを納品する。

- 3 委託販売者は、販売した募金グッズの売上代金から当該募金グッズの種類及び数量に応じて、別に定める納付金を実行委員会に納入する。

- 4 前項の規定による納付金の納入は、次の各号に定める手続きによる。

（1）委託販売者は、委託販売報告書（第6号様式）により5、8、11、2月の各月末日における販売状況を、当該月の翌月15日までに実行委員会へ提出する。ただし、実行委員会と協議の上、必要に応じて委託販売報告書の提出時期を変更することができる。

（2）実行委員会は、前号の規定により提出された報告書の内容を確認し、委託販売者に対して売上代金請求書（第7号様式）を送付する。

（3）前号の請求書を受領した委託販売者は、当該請求書発行の日から20日以内に、請求額を実行委員会口座に入金する。

（委託販売者の取消し）

第7条 実行委員会は、委託販売者がその資格を欠くと認めた場合は、委託販売店登録を取り消すことができる。

- 2 実行委員会は、委託販売店登録を取り消した場合は、委託販売取消通知書（第8号様式）により通知する。

（募金グッズの返品の手続き）

第8条 委託販売者は、販売期間終了後又は前条に定める委託販売店の取消しを受けた時、又は商品の不良を発見した時は、速やかに返品書（第9号様式）を作成し、募金グッズの在庫品とともに実行委員会に提出する。

（その他）

第9条 実行委員会は、委託販売者の募金グッズ取扱店を実行委員会ホームページ等に掲載し、一般への周知に努めるものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、募金グッズの販売に関し必要な事項は、実行委員会事務局長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年12月21日から施行する。

付 則（令和6年7月29日一部改正）
この要領は、令和6年7月29日から施行する。

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

申請者 住所
氏名
(法人にあっては名称および代表者の氏名)
電話番号
担当者名

登 録 申 請 書

募金グッズ委託販売者として登録を受けたいので、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

取扱店の所在地	〒
取 扱 店 名	
取扱店電話番号	
業種(業務内容)	
営 業 時 間	
休 業 日	

※取扱店の欄が不足する場合は、別紙に記載の上、添付してください。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第5条第1項に定める条件を全て満たすことを誓約します。

氏名（名称および代表者）

第2号様式 (第5条関係)

登 録 簿

登録番号	取扱店の所在地	取扱店名	取扱店電話番号	業種 (業務内容)	営業時間	休業日
	〒					

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

登 録 通 知 書

令和 年 月 日付け「登録申請書」に基づき、募金グッズ委託販売者として下記のとおり登録したので通知します。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業 種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

第4号様式（第6条関係）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

発 注 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり発注します。

（単位：個）

品名	現在の在庫 (ア)	今回の発注数 (イ)	今回発注後の在庫 (ア)+(イ)	備考
合計				

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

納品書

令和 年 月 日付け「発注書」に基づき、次のとおり納品します。

（単位：個）

品名	納品数	備考
合計		

第6号様式（第6条関係）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局 行き
FAX番号

令和 年 月 日

委託販売報告書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第6条第4項第1号の規定に基づき、下記のとおり令和 年 月～令和 年 月分の販売状況を報告します。

（単位：個、円）

品 名	今期分の販売状況等					在庫状況		
	販売数 [A]	1個当たりの額			納付金 [A]×[D]	総発注 数 ①	総販売 数 ②	残数 ②-①
		販売価格 [B]	販売手数料 [C]	納付金 [D] (B-C)				
合計	個	円	円	円	円	個	個	個

※販売価格は税込の額

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

売上代金請求書

令和 年 月 日付け「委託販売報告書」に基づき、登録番号 ー の取扱店に係る
募金グッズの納付金を、下記のとおり請求します。

(単位：個、円)

品 名	今期分販売数 [A]	1個あたりの額			納付金 (請求額) [A]×[D]
		販売価格 [B]	販売手数料 [C]	納付金 [D] (B-C)	
請求額合計					円

※販売価格は税込の額

○振込先

青森銀行 県庁支店

普通預金

口座名義 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

○納付期限

令和 年 月 日

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

令和 年 月 日

様

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長

委託販売取消通知書

募金グッズ委託販売者の下記の登録については、以下の理由により取り消しましたので通知します。

なお、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第8条の規定により、速やかに「返品書（第9号様式）」を作成し、募金グッズの在庫品とともに青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局に提出してください。

記

登録番号	
取扱店の所在地	〒
取扱店名	
取扱店電話番号	
業種 (業務内容)	
営業時間	
休業日	

(取消理由)

第9号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会長 様

返 品 書

登録番号	
取扱店名	
住 所	〒
電話番号	
担当者名	

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金グッズ販売要領第8条の規定に基づき、下記のとおり返品を行います。

（単位：個）

品名	総発注数	総販売数	返品数
合計			

令和6年7月29日
第2回総会 決定

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

令和5年度事業報告

1 開催準備業務

主な業務	主な内容
(1) 各種基本方針等の策定	・ 開催準備総合計画（第4次）
(2) 会場地市町村の選定等	・ デモンストレーションスポーツ開催競技の決定
(3) 競技役員等養成の補助	・ 競技役員等養成事業補助金交付要綱に基づく県競技団体に対する補助の実施
(4) 広報活動の推進	・ 開催PRのための広報物「煌めきメイト」作成及び配布 ・ 青のきらめき県民運動ガイドブックの制作・配布 ・ 青の煌めきダンス普及活動（ダンス出前教室等） ・ 県内イベント等でのPRキャラバンの実施 ・ 広報・運営・情報支援ボランティアの募集 ・ 専用ホームページ及びSNSの運用
(5) その他開催準備業務の推進	・ 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置 ・ 募金・企業協賛推進要項等の制定及び周知 ・ 大会業務に従事・参加する職員の服務取扱の整理・周知

2 会議の開催

(1) 総会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案
第8回準備委員会 総会	R5.8.31	ホテル青森	令和4年度事業報告、令和4年度収支予算、実行委員会設置、常任委員会委任事項
第1回実行委員会 総会	R5.8.31	ホテル青森	令和5年度事業計画、令和5年度収支予算、役員の選任

(2) 常任委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案
第12回準備委員会 常任委員会	R5.8.31	ホテル青森	開催準備総合計画（第4次）改正、正式競技会場の変更、募金・企業協賛推進要項、募金趣意書、募金謝意表明実施要領、募金箱設置要領、企業協賛事務取扱要領、専門委員会規程改正

第1回実行委員会 会常任委員会	R5.12.21	ホテル青森	正式競技会場の変更・デモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更・募金グッズ販売要領
第2回実行委員会 会常任委員会	R6.3.1	書面開催	デモンストレーションスポーツ競技会場の変更・競技会場の変更

(3) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第12回総務企画 専門委員会	R5.6.5	ウェディングプラザ アラスカ	開催準備総合計画（第4次）改正、正式 競技会場の変更、
第13回総務企画 専門委員会	R5.12.18	青森県庁	正式競技会場の変更
第14回総務企画 専門委員会	R6.1.31	書面開催	報告事項のみ

イ 競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第12回 競技運営専門 委員会	R5.9.19	青森県庁	競技会会期、練習会場、リハーサル大会 運営要領、リハーサル大会、デモンスト レーションスポーツ実施基準要項、デモ ンストレーションスポーツ開催競技及び 競技会場の変更
第13回 競技運営専門委 員会	R5.12.25	書面開催	デモンストレーションスポーツ競技会場 の変更

ウ 施設専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第6回 施設専門委員会	R5.11.8	ウェディングプラザ アラスカ	報告事項のみ

エ 広報・県民運動専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第11回 広報・県民運動専 門委員会	R5.5.31	青森県庁	「青の煌めきあおもり国スポ」・「青の 煌めきあおもり障スポ」公式ポスター デザイン募集要項、県民運動ガイドブック 作成業務仕様書

第12回 広報・県民運動専門委員会	R6.1.29	青森県庁	「青の煌めきあおもり国スポ」・「青の煌めきあおもり障スポ」公式ポスターデザイン審査要領
----------------------	---------	------	---

オ 宿泊専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第5回 宿泊専門委員会	R5.11.29	青森県庁	青の煌めきあおもり国スポ合同配宿方針、 青の煌めきあおもり国スポ宿泊料金

カ 輸送・交通専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第4回 輸送・交通専門委員会	R6.1.15	青森県庁	総合開・閉会式輸送基本計画

キ 式典専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第6回 式典専門委員会	R6.2.14	ウェディングプラザ アラスカ	青の煌めきあおもり国スポ式典実施計画、 青の煌めきあおもり国スポ式典演技制作 業務委託、青の煌めきあおもり国スポ式典 音楽録音会、青の煌めきあおもり国スポ 炬火台・炬火トーチ・炬火受皿のデザイン画

ク 医事・衛生専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第4回 医事・衛生専門委員会	R5.11.16	青森県庁	感染症対策実施要領、宿舍衛生対策実施要領

ケ 警備・消防専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第4回 警備・消防専門委員会	R5.11.15	青森県庁	開・閉会式等自主警備業務実施計画、開・ 閉会式等消防防災業務実施計画、開・閉会 式等大規模災害・突発重大事案等対策業務 実施計画

コ 水泳（飛込）競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
-----	-------	------	-------

第4回 水泳（飛込）競技 運営専門委員会	R5.12.1	セントラルスポーツ宮城G21プール（宮城県利府町）	水泳（飛込）競技会開催準備総合年次計画の改正
----------------------------	---------	---------------------------	------------------------

サ 馬術競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第4回 馬術競技運営専門委員会	R5.11.9	山梨県庁	馬事衛生班体制、おもてなし実施計画、競技・式典実施計画

シ 全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議 案 等
第1回 全国障害者スポーツ大会専門委員会	R6.2.19	ウェディングプラザ アラスカ	競技会場の変更、リハーサル大会の会期及び会場、開・閉会式の方向性、情報支援ボランティア募集要項の改正、競技用具整備要項、開催基本計画の改正

（4）市町村・競技団体担当者会議

会議名	開催年月日	開催場所	主な説明事項
会場地市町村 担当者会議・ 競技団体担当者 会議	R5.7.20	青森県総合社会 教育センター	正式競技・特別競技、公開競技、デモン ストレーションスポーツ競技に関する ・競技運営関係業務スケジュール ・競技運営準備マニュアル
会場地市町村 宿泊・輸送担当者 会議	R5.9.	オンライン開催	・合同配宿実施方針（案） ・配宿方式意向調査 ・宿泊料金調査概要説明 ・輸送・交通関係業務の概要
会場地市町村 医事・衛生及び 警備・消防担当者 会議	R5.9.21	オンライン開催	・医療救護業務 ・警備・消防防災業務
その他	弁当業務及び競技施設仮設等対応費補助金について情報提供		

3 各種調査の実施

- ・先催県視察や開催県検討会議等へ参加による情報収集
- ・市町村・競技団体への各種調査及びヒアリング等の実施

4 協議・連絡調整の実施

- ・令和5年度国民スポーツ大会委員会（公益財団法人日本スポーツ協会主催）への出席等

令和6年7月29日

第2回総会 決定

青の^{きろ}煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

令和5年度収支決算

収入決算額 188,355,818円

支出決算額 188,344,803円

差引残額 11,015円

(差引残額は令和6年度に繰越)

(収 入)

(単位：円)

項・目	節	予算額	補正額	決算額	備考
負担金	青森県負担金	242,735,000	△ 54,391,607	188,343,393	
諸収入	預金利息等	0	0	12,425	預金利息等 ※うち募金額11,015円は 令和6年度へ繰越
合計		242,735,000	△ 54,391,607	188,355,818	

(支 出)

(単位：円)

項	目	節	予算額	補正額	流用額	決算額	備考
実行委員会費	事業費	報償費	470,000	△ 340,000	△ 61,000	68,680	
		旅費	4,568,000	△ 277,000	△ 1,619,000	2,323,572	
		需用費	8,927,000	1,889,000	3,205,000	12,448,589	
		役務費	1,701,000	534,000	△ 199,000	1,114,788	
		委託料	113,291,000	△ 14,904,000	△ 544,000	94,613,496	
		使用料及び賃借料	2,696,000	△ 801,000	△ 751,000	1,014,670	
		備品購入費	6,631,000	△ 596,000	0	6,034,266	
		負担金、補助金及び交付金	47,225,000	△ 21,128,000	0	22,106,020	
		公課費	114,000	0	△ 31,000	55,400	
		小計	185,623,000	△ 35,623,000	0	139,779,481	
	事務局費	旅費	44,454,000	361,000	△ 17,249,000	26,257,606	
		需用費	7,744,000	619,000	7,777,000	13,556,316	
		役務費	961,000	0	1,627,000	2,045,138	
		委託料	660,000	0	0	0	
		使用料及び賃借料	2,979,000	0	2,710,000	5,403,092	
		備品購入費	314,000	△ 1,000,000	5,135,000	1,303,170	
		公課費	0	20,000	0	0	
		小計	57,112,000	0	0	48,565,322	
	合計			242,735,000	△ 35,623,000	0	188,344,803

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

令和6年度事業計画

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の令和6年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 会場地市町村の選定等
- (3) 競技役員等の養成
- (4) 広報活動及び県民運動の推進
- (5) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
(総務企画、競技運営、施設、広報・県民運動、宿泊、輸送・交通、式典、
医事・衛生、警備・消防、水泳（飛込）、馬術競技運営及び全国障害者スポーツ大会)
- (4) 市町村・競技団体担当者会議
- (5) 庁内連絡調整会議

3 各種調査の実施

- (1) 市町村ヒアリング・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集

4 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び
関係機関・団体との連絡調整

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
令和6年度収支予算

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の令和6年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	うち暫定予算額	説 明
繰越金	12	0	前年度繰越金
負担金	422,133	362,517	青森県負担金
寄付金	2,467	0	募金、標章等使用料
合 計	424,612	362,517	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額	うち暫定予算額	説 明
事業費	338,127	311,205	会議開催経費、冬季大会連携費、参加章・記念章費、募金・企業協賛費、広報・県民運動費、自衛隊協力費、中央競技団体視察費、競技役員等養成費、競技用具整備費、記録業務費、デモスポ費、県外開催費、式典費、炬火費、宿泊対策費、施設調整費、開・閉会式整備費、輸送・交通対策費、警備・消防費、障スポ費
事務局費	86,485	51,312	事務局運営費
合 計	424,612	362,517	

3 債務負担行為

(単位：千円)

科 目	令和6年度 予算額	令和7年度 予算額	説明
事業費	0	10,415	競技用具整備費（ボウリングメンテナンスマシン等購入） （令和6年度から令和7年度事業）
事業費	0	52,558	競技用具整備費（ライフル射撃（50・10m）電子標的等購入） （令和6年度から令和7年度事業）

青の煌めきあおもり国スポの会場変更について

青の煌めきあおもり国スポ総合開・閉会式会場を屋外開催（カクヒログループアスレチックスタジアム）から屋内開催（マエダアリーナ）へ変更したい。

1 概要

本県で2026年に開催する第80回国民スポーツ大会の総合開会式が10月10日（土）カクヒログループアスレチックスタジアムで開催することが2023年12月8日開催の令和5年度第3回国民スポーツ大会委員会で決定したことから、開催2年前（2024年10月10日（木））会場実査を行い、雨天対策を踏まえ会場の変更を検討。

2 開催会場の地理的事情

日程 令和6年10月10日（木） 15時現在 気温15℃

天候 小雨・やや風が強い

会場地周辺の特徴 カクヒログループアスレチックスタジアムは東岳の麓に位置し陸奥湾からの浜風が影響して、青森市内に比べて風が強い状況

3 北国ならではの式典

2023年の鹿児島特別国体及び2024年の佐賀国スポの式典終了後に雨が降ってきたが、鹿児島の際は雨合羽を配布、佐賀国スポの際は天気予報的には降雨の可能性は低く想定していなかったため配布していない。

本県では、同じように雨対応として雨合羽の配布では、防寒対策にはならず選手達にとっては厳しい環境となることから、荒天時対策と違う気温が低い地域での雨対策としての屋内開催が望ましい。

4 会場変更の考え方

3つの‘S’と‘C’が^よ縊り成す「あおもりBOX」の創出として、Sは、Safety（安全）、Smart（スリム・手際が良い）、Simple（シンプル・簡素）、Cとは、Compact（コンパクト）、Change（転換・移行）、Challenge（挑戦）の頭文字であり、それらが^よ縊り成してアリーナというBOXを創出（式典を開催）し、凝縮された「あおもりの魅力」を全国へ発信するもの。

なお、会場の規模が縮小等によることのほか、

- ・総合開会式における選手の拘束時間の見直し
- ・総合開会式入場前の整列・待機時間の短縮
- ・着座スタイルでの式典参加と参加選手団の参集範囲限定
- ・総合閉会式の事前入場

などにより、総じて選手の負担軽減、スマートな式典運営を目指すとともに、相乗効果として、障スポ会場と同一会場での式典開催となることから効率的な式典運営の実現や仮設工費・輸送・警備等の各種経費の節減が図られる。